

全国健康関係主管課長会議資料

平成26年3月4日(火)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
指導調査室
原子爆弾被爆者援護対策室

目 次

【健康局の全般】

- 平成26年度予算（案）の概要 1
- 平成26年度予算（案）の概要
（対策別：新規事項及び主な改正内容等） 2

【原子爆弾被爆者援護対策室】

- 1 原爆症認定について 22
 - （1）原爆症認定制度の見直しについて 22
 - （2）特別医療手当の継続に当たっての要医療性の確認について 22
 - （3）原爆症認定を行うに当たっての対応について 23
 - （4）指定医療機関の指定について 23
- 2 各種手当てについて 23
 - （1）各種手当額の改定について 23
 - （2）現況の把握等について 24
- 3 在外被爆者への支援について 24
 - （1）保健医療助成事業の見直しについて 24
 - （2）在外被爆者からの原爆症認定申請について 24
 - （3）402号通達に係る在外被爆者への賠償について 25
- 4 その他 25
 - （1）健康診断について 25

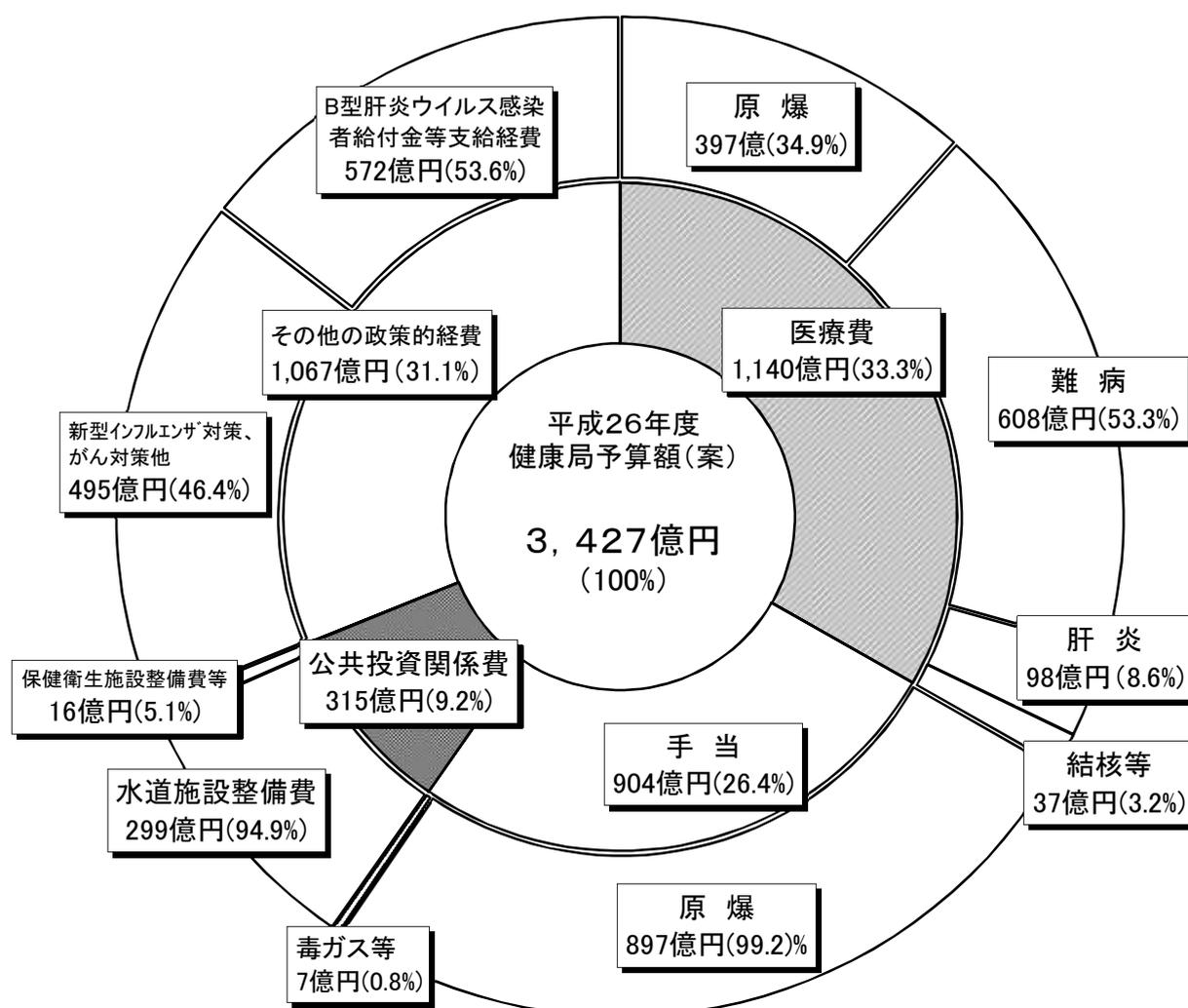
【指導調査室】

- 5 公衆衛生関係行政事務指導監査について 26
 - （1）平成26年度の指導監査について 26
 - （2）平成25年度の指導監査における主な指摘事項について 27
- 6 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について 30
 - （1）平成26年度予算（案）について 30
 - （2）平成26年度整備計画について 31
- 7 毒ガス障害者対策について 31

平成26年度予算（案）の概要

26年度予算額（案）	342,684百万円
一般会計	325,947百万円
うちB型肝炎ウイルス感染者給付金等支給経費	57,200百万円
東日本大震災復興特別会計	16,737百万円

（25年度予算額	335,543百万円）
（一般会計	326,217百万円）
（東日本大震災復興特別会計	9,326百万円）



1 難病対策

717億円（549億円）

（1）難病に関する調査・研究などの推進

104億円（102億円）

難病研究を総合的・戦略的研究を実施するため、全国規模のデータベースを活用するなどし、疫学、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行うとともに、難病政策と一体となった調査研究を推進する。

また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病等の医薬品や医療機器をはじめ、再生医療等製品の開発に対する支援を行い、製品化を推進する。

（2）公平・安定的な医療費助成の仕組みの構築

606億円（440億円）

難病患者への医療費助成については、都道府県の超過負担の解消を図るとともに、平成26年通常国会に難病新法を提出し、平成27年1月から、新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立し、対象疾患の大幅な拡大を図る。

・ 特定疾患治療研究事業

440億円

（補助先）都道府県

（補助率）1／2、10/10（特定疾患治療研究費のうちスモン分、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究費）

※平成27年1月以降施行される予定の「新たな難病患者への医療費助成制度」（以下「新制度事業」という。）のもと給付措置を行うこととなるが、新制度事業の対象要件を満たさない疾患などについては、既認定者の実態を踏まえ、引き続き、当該事業により実施することとする。

④ ・ 難病患者医療費等負担金（平成27年1月施行）

166億円

（補助先）都道府県

（補助率）1／2

（3）国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実

8.0億円（7.4億円）

難病相談・支援センター等を充実強化し、難病患者が社会生活を送る上での悩みや不安を取り除く支援や、難病に関する普及啓発に取り組み、難病患者の社会参加などを推進する。

【参考】「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（抄）

第4条

10 難病対策に係る都道府県の超過負担を解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、新制度を確立するため、新制度の確立に当たって、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。
- 二 新制度の対象となる疾患の拡大
- 三 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し
- 四 新制度の自己負担の新制度以外の医療費にかかる患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し。

11 政府は、前項の措置を平成26年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

(主な事業)

- ・ 難病対策の推進のための患者データ登録整備事業 0.3億円
難病患者データの精度の向上と有効活用、国際協力の推進を図るため、新たに患者データ登録システムを運用し、患者・国民・医療現場に成果を還元できる仕組みを構築していく。
- ㊤ ・ 難病相談・支援センター事業 3.2億円
難病相談・支援センターを充実強化し、難病患者が社会生活を送る上での療養上及び日常生活上の問題についての悩みや不安を取り除く支援や相談・助言を行い、難病患者の社会参加を推進する。(47ヶ所)
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2
- ㊤ ・ 難病情報センター事業 0.3億円
難病情報センターを活用し、各疾患の概要や専門的な医療機関等に関する情報をさらに充実させるとともに、難病患者を支援する各種制度・サービスの周知を強化する。

2 予防接種の推進などの感染症対策	135億円(131億円)
-------------------	--------------

(1) 予防接種の推進	14億円(15億円)
-------------	------------

平成25年6月に取りまとめられた「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」等を踏まえ、予防接種に関する相談体制の充実や医療従事者に対する安全・技能研修の実施により、予防接種の安全性の確保を図るとともに、接種率の更なる向上を図るための体制を整備するなど、予防接種の推進を図る。

※ このほか、平成25年3月に成立した予防接種法改正法の衆参両院における附帯決議を踏まえ、平成26年度中に2ワクチン(水痘、成人用肺炎球菌)を定期接種化する(地方財政措置)。

(主な事業)

- ㊦・予防接種センター機能推進事業 37百万円
予防接種要注意者に対する予防接種の実施や、休日・時間外の実施などに加え、予防接種に関する相談体制の拡充や医療従事者に対する安全・技能研修を実施するとともに、箇所数の増加(17箇所→22箇所)を図るなど予防接種センター機能の充実・強化を図る。
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

- ㊧・予防接種に係る普及啓発経費 2百万円
予防接種実務者向けに「予防接種に関する包括的なテキスト」を作成し、予防接種センターが行う医療従事者研修などで活用を図る。

※ その他、予防接種健康被害者の救済(11億円)や、副反応に関する情報整理・調査(60百万円)などを行う。

(2) 新型インフルエンザ等対策の強化	56億円(57億円)
---------------------	------------

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した際に医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために必要なワクチン接種の対象となる事業者を登録・管理するためのシステムを構築するなど、新型インフルエンザ等対策の強化を図る。

(主な事業)

- ㊨・特定接種管理システム構築経費 85百万円
医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために必要なワクチン接種の対象となる事業者を登録・管理するためのシステムを構築する。

※ その他、感染症指定医療機関の運営(7億円)や、感染症の予防のための措置(6億円)などを行う。

(参考)【平成25年度補正予算案】

○プレパンデミックワクチンの購入等 64億円
新型インフルエンザの発生に備えて、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの一部が有効期限切れとなるため、備蓄の維持に必要な買い替え等を行う。

○風しんの感染予防及びまん延防止対策の強化 12億円
主として先天性風しん症候群の予防のために、妊娠を希望する女性のうち予防接種が必要である者を効率的に抽出するための抗体検査に必要な費用を補助するとともに、予防接種の必要性などについて普及啓発を行う。

(3) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進 10 億円 (10 億円)

ヒトT細胞白血病ウイルス1型 (HTLV-1) への感染対策と、これにより発症する成人T細胞白血病 (ATL) やHTLV-1関連脊髄症 (HAM) の診断・治療法等に関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策が連携し、HTLV-1 関連疾患研究領域として総合的な推進を図る。
(※厚生科学課計上)

㊦ (4) 新興・再興感染症に対する医薬品等の開発及び世界への展開に向けた研究の推進 1 億円

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」等に基づき、新興・再興感染症に対する予防・診断・治療に向けた医薬品等の開発を推進するとともに、国内の感染症対策の構築に関する研究を推進する。

さらに、世界に向けて展開することで国際社会への貢献を図る。

(※厚生科学課計上)

3 がん対策 230 億円 (235 億円)

がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成 22 億円 (20 億円)

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

(主な事業)

㊦ ・ がん診療連携拠点病院機能強化事業 21 億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進する。

また、がん診療連携拠点病院がない2次医療圏を中心に「地域がん診療病院(仮称)」を設置するとともに、特定がん種に多くの診療実績を有し、都道府県内で拠点的な役割を果たす「特定領域がん診療病院(仮称)」を設置し、がん診療連携拠点病院との

連携により、がん診療のさらなる均てん化と専門的診療の一定の集約化を図る（地域がん診療病院（仮称）機能強化事業）。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

※但し、地域がん診療病院（仮称）機能強化事業は都道府県のみ

（補助率）都道府県（1／2）、独立行政法人等（定額）

（2）がんと診断されたときからの緩和ケアの推進 5.8億円（4.4億円）

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアががんと診断されたときから提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目無く実施されるよう、がん診療連携拠点病院等において、各事業を実施する。

（主な事業）

㊸・緩和ケア推進事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 3億円

都道府県がん診療連携拠点病院に設置している「緩和ケアセンター」について、財政支援の対象を地域がん診療連携拠点病院に拡充するとともに、地域において専門的緩和ケアの基盤づくりを行う活動を支援する。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1／2）、独立行政法人等（定額）

（3）がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備 24億円（17億円）

科学的知見に基づいた適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、がん診療連携拠点病院や地域がん診療病院（仮称）に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。また、これら以外の医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域ごとのきめ細やかながん対策の推進を図るための支援を行う。

また、がん登録推進法の成立に伴い、独立行政法人国立がん研究センターにおいて、国内におけるがん罹患、診療、転帰等に関する情報を記録保存するためのデータベースを構築するとともに、全国がん登録の制度説明会を実施する。

（主な事業）

・院内がん登録促進事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 10.8億円
がん診療連携拠点病院において質の高い院内がん登録を促進する。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1／2）、独立行政法人等（定額）

㊹・国立がん研究センター委託費（全国がん登録データベース構築等事業）6.1億円
（委託費）独立行政法人国立がん研究センター

(4) がんの予防・早期発見の推進

33億円(92億円)

働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる乳がん検診、子宮頸がん検診及び大腸がん検診の体制を整備することなどにより、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

(主な事業)

- ㊦・がん検診推進事業 26億円
大腸がん検診について、受診率向上を図るため、5歳刻みの一定年齢の者を対象として、無料クーポン券や検診手帳の配布等を実施する。

(補助先) 市町村

(補助率) 1/2

(対象年齢) 大腸がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男性・女性

(参考)【平成25年度補正予算案】

- ・働く世代の女性支援のためのがん検診の推進 44億円
子宮頸がん及び乳がんの受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるため、受診勧奨(コール・リコール)及び過去に無料クーポン配布を受けたが未受診である者等の検診費用の助成を行う。

(5) がんに関する研究の推進

138億円(96億円)

がん対策推進基本計画に基づき、がん研究の今後のあるべき方向性と具体的な研究事項等についてとりまとめた「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議報告書」を踏まえ、がん研究を強力に推進する。

(主な事業)

- ㊦・がん対策推進総合研究事業(※厚生科学課計上) 90億円

予防、早期発見から新規薬剤開発、医療技術開発や実用化、新規標準治療開発等、がん医療の実用化のための研究、がん患者のより充実したサバイバーシップの実現等を目指した政策課題解決のための研究を強力に推進する。

(6) がん患者の治療と職業生活の両立

3.1億円(2.6億円)

がんに罹患しても安心して暮らせる社会を構築するため、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、がん患者・経験者及びその家族等に対する相談支援と情報提供の充実を図り、仕事と治療の両立を支援する。

(主な事業)

- ・がん患者の就労に関する総合支援事業等(がん診療連携拠点病院機能強化事業費) 2億円

がん診療連携拠点病院に社会保険労務士等の就労支援に関する専門家を配置し、がん患者及びその家族に対する就労に関する相談支援及び情報提供を引き続き行うと

もに、がんの診断時等に就労継続を見据えた治療と働き方に関する情報提供がなされるよう、主治医等の医療従事者向け研修を実施する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県 (1/2)、独立行政法人等 (定額)

(7) 小児へのがん対策の推進

3.8億円 (3.8億円)

小児においてがんは病死原因の第1位であり、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、引き続き小児がん拠点病院や小児がんの中核的な機関の運営等を支援する。

(主な事業)

- ・小児がん拠点病院機能強化事業 (がん診療連携拠点病院機能強化事業費) 2億円
小児がん対策として、専門施設 (小児がん拠点病院) を設け、患者を集約し、最新かつ最適治療を提供するとともに、地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行い、小児がん患者・家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等を確保する。

(補助先) 独立行政法人等

(補助率) 定額

4 肝炎対策

187億円 (188億円)

(1) 肝炎治療促進のための環境整備

100億円 (100億円)

インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。また、肝炎患者支援手帳の配布や地域肝炎治療コーディネーターの養成により適切な治療を促進する。

(主な事業)

- ・肝炎治療特別促進事業の実施

99億円

B型肝炎及びC型肝炎は、インターフェロン治療あるいは核酸アナログ製剤治療により、ウイルスの排除・増殖の抑制が可能であり、その後の肝硬変、肝がんといったより重篤な病態への進行を防ぐこと又は遅らせることが可能であることから、これらの治療に係る患者の自己負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

- ・肝炎患者等支援対策事業の実施

19百万円

肝炎患者等に対して、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等を記載した

手帳を配布し、適切な治療を促進する。また、地域の保健師等を対象として、検査の受検勧奨方法や要診療者に対する受診勧奨方法、肝炎に関する既存制度の知識について習得させ、肝炎患者等に対して肝炎治療のコーディネートができる者を養成する。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

(2) 肝炎ウイルス検査等の促進

32億円(29億円)

保健所等における利便性に配慮した検査体制の確保や、市町村における個別勧奨等の実施により肝炎ウイルス検査の受検促進を図る。

また、陽性者のフォローアップを推進し、肝炎患者の重症化予防を図る。

(主な事業)

㊦・肝炎患者の重症化予防推進事業の実施 12億円

肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する医療機関への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査費用や低所得者の定期検査費用への助成を行うことにより、陽性者のフォローアップを推進し、重症化予防を図る。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 1/2

㊧・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施 20億円

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業のうち、肝炎ウイルス検診について、引き続き個別勧奨による検診受診促進を図るとともに、陽性者のフォローアップを推進し、肝炎の早期治療に繋げる。

(補助先) 都道府県、(間接補助先:市町村)、政令指定都市

(補助率) 1/3

(3) 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応

6.8億円(7.4億円)

肝疾患診療連携拠点病院等において、肝炎患者に対する治療に関する相談支援や生活指導を実施するなど、患者支援の充実を図る。

また、拠点病院等において、専門医療従事者や一般医療従事者等に対する研修を行い、治療水準や知識の向上を図る。

(主な事業)

㊨・肝疾患診療連携拠点病院における相談支援等 5.4億円

拠点病院の肝疾患相談センターにおいて肝炎患者からの治療等に関する相談に対応するとともに、新たに保健師や栄養士を配置し、肝炎患者に対する生活指導を行う。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(10/10)

④・一般医療従事者への研修

5百万円

肝炎医療従事者以外の医療従事者に対して肝炎に関する研修を行うことにより、医療現場で肝炎患者を早期に発見し、適切な治療に繋げる。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(10/10)

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解

1.6億円(1.6億円)

リーフレットやポスターの作成、シンポジウム、市民公開講座、肝臓病教室の開催等により、積極的に普及啓発を図るとともに、民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進する。

(主な事業)

・肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進

1億円

多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進する。

④・市民公開講座や肝臓病教室の開催による普及啓発の推進

8百万円

肝疾患診療連携拠点病院において、一般市民を対象とした公開講座や肝炎患者を対象とした肝臓病教室を開催することにより、肝炎の病状や最新の治療法、日常生活の留意点などの必要な知識を分かりやすく伝える。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(10/10)

(5) 研究の推進

4.6億円(5.0億円)

平成24年度を初年度とする「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、B型肝炎やC型肝炎等の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」及び平成23年5月に策定された「肝炎対策基本指針」の趣旨を踏まえ、引き続き、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な研究を推進する。

(主な事業)

④・肝炎等克服実用化研究事業

(※厚生科学課計上) 4.3億円

肝炎に関する基礎、臨床研究等を総合的に推進し、肝炎治療実績の大幅な改善につながる成果の獲得を目指す。具体的には、肝炎ウイルスの感染メカニズムや薬剤耐性機序の解明、肝硬変等難治例に対する新規治療薬・治療法の開発等を行う。また、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発等を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や治療薬としての実用化に向けた臨床研究等を総合的に推進する。

肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる疫学調査や行政的な課題を克服するために必要な研究を進める。具体的には、長期的かつ大規模な疫学調査の他、新規感染予防の政策立案のための研究、偏見・差別の防止のための適切な普及啓発の検討、肝炎ウイルス検査の促進や感染者を適切な医療・フォローアップへ導く体制の整備、患者等の負担軽減に資する支援体制の構築に関する研究等を進める

5 エイズ対策の推進

48億円(48億円)

HIV感染やエイズの発症予防のため、同性愛者等が集まる場所に焦点を絞った普及啓発や、保健所等において、夜間・休日など利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、HIV感染者・エイズ患者への在宅医療・介護を含む医療体制の整備を図るとともに、患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

(1) 発生の予防及びまん延の防止

4.6億円(4.8億円)

保健所等における検査・相談体制の充実等により、エイズの発生とまん延の防止を図るとともに、HIV感染者等の相談窓口を設置し、電話相談やカウンセリング等により感染者等のケアを行う。

(主な事業)

- ・保健所等における無料・匿名でのHIV検査・相談事業 2.7億円
 利用者の利便性に配慮した平日夜間や土日における時間外検査を引き続き推進し、HIV感染の早期発見・早期治療及び行動変容を促進し、HIV感染拡大の防止を図る。

(補助先) 都道府県、政令市、特別区

(補助率) 1/2

- ・HIV感染者等保健福祉相談事業 69百万円
 全国の中核拠点病院にカウンセラーを設置し、HIV感染した者及びその家族に対する相談を実施することにより、その社会的・精神的な問題の軽減に寄与するとともに、HIV検査について検査機会を確保するため、世界エイズデーやHIV検査普及週間等のイベントを活用した検査等を実施する。

(委託先) 公募

- ・血液凝固異常症実態調査事業 9百万円
 血液製剤を通じてHIVに感染した血友病患者を中心に血液凝固異常者の病態を把握することにより、HIVのみならず血液凝固異常症の患者に及ぶ様々な障害について調査を行い、治療と生活の向上に寄与するために必要な情報を整理し、研究者、臨床医等に提供することにより、治療とQOLの向上を図る。

(委託先) 公募

(2) 医療等の提供及び国際的な連携

11億円(11億円)

エイズ治療拠点病院を中心とする医療従事者への実務研修等、総合的な医療提供体制を確保するとともに、我が国のエイズに関する国際貢献への期待に応えるため、国際協力を通じて、国際的な連携を図る。

(主な事業)

- ・ HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業 40百万円
HIV治療の進歩により長期存命が可能となったHIV感染者・エイズ患者への在宅医療・介護の環境を整備するため、訪問看護師や介護福祉士等への実地研修、かかりつけ医や地域の歯科医への講習会等を実施する。
(委託先) 公募
- ・ 中核拠点病院連絡調整員要請事業 12百万円
より高度な医療を受けられる地方ブロック拠点病院に集中するHIV感染者やエイズ患者を地域の医療機関で受け入れるための調整を行う連絡調整員(コーディネーター)を養成し、HIV医療の連携体制を強化する。
(委託先) 公募
- ・ 血友病患者等治療研究事業 4.6億円
先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場に鑑み、社会保険各法の規定に基づく自己負担分を公費負担する。
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

(3) 普及啓発及び教育

11億円(11億円)

国民のエイズに対する関心と理解を深めるため、青少年や同性愛者等の個別施策層への普及啓発、世界エイズデー等における普及啓発イベントやインターネットによる情報提供等を実施する。

(主な事業)

- ・ NGO等への支援事業 1.3億円
より効果的なHIV感染予防の普及啓発や患者支援を行うため、HIV陽性者や同性愛者等で構成されるNGO・NPOによる当事者性のある活動への支援を行う。
(委託先) 公募
- ・ 「世界エイズデー」普及啓発事業 22百万円
国民のエイズに関する関心と理解を高めるため、WHOの提唱する12月1日の「世界エイズデー」に合わせ、街頭等における啓発普及活動を実施し、エイズに関する正しい知識の浸透を図る。
(委託先) 公募

(4) 研究開発の推進

21億円(22億円)

我が国のHIV感染者・エイズ患者の報告数は依然として増加し続けており、また多剤併用療法の普及による療養の長期化に伴う新たな課題が生じている。これらの課題に対応するべく臨床分野、基礎分野、社会医学分野、疫学分野における研究を行う。

(主な事業)

- ・エイズ対策研究事業(※厚生科学課計上) 12億円
今後のエイズ対策に反映するため、基礎、臨床、社会医学、疫学等の観点から、HIV感染者に係る医療体制の向上、長期予後における合併症等の克服、個別施策層に対する効率的かつ効果的なHIV感染予防の効果、早期発見と早期治療の促進に資する研究を推進する。

6 リウマチ・アレルギー対策の推進

6.0億円(5.9億円)

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、都道府県において、リウマチ系疾患や食物アレルギー等に関する研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等を行う。

(主な事業)

- ・リウマチ・アレルギー特別対策事業 6百万円
リウマチ系疾患や食物アレルギー等について新規患者の抑制を図るため、研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等情報提供等を行う。

(補助先) 都道府県、政令指定都市、中核市

(補助率) 1/2

- ⑧・アレルギー相談センター事業 13百万円

アレルギー患者やその家族に対し、免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業の成果やアレルギー専門家、専門医療機関の所在、最新の治療指針等の情報提供等を行う。

また、自治体の相談員を対象に全国ブロックごと(1ヶ所→5ヶ所)に研修会を開催し、相談員の資質の向上を図る。

(補助先) 一般財団法人日本予防医学協会

(補助率) 定額

- ・免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業(※厚生科学課計上) 5.8億円

免疫アレルギー疾患は、長期にわたり生活の質を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっている。そのため、免疫アレルギー疾患について、発症原因と病態との関係を明らかにし、予防、診断及び治療法に関する新規技術を開発するとともに、医療の標準化や均てん化に資する研究を行うことにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指す。

7 腎疾患対策の推進

2. 1億円（2. 1億円）

慢性腎臓病（CKD）に関する診断・治療法の研究開発を推進する。また、都道府県において、CKDに関する連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を行う。

（主な事業）

- ・慢性腎臓病（CKD）特別対策事業 10百万円
CKD対策を推進するため、都道府県において連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を実施する。
（補助先）都道府県、政令指定都市、中核市
（補助率）1／2

- ・腎疾患重症化予防実践事業 28百万円
腎疾患の重症化や透析導入患者の増加を抑制するため、透析患者数を当初予測より15%減らすための「腎疾患重症化予防のための戦略研究」の成果を利用した個別栄養指導等の予防プログラムを実践する。
（委託先）公募

- ・腎疾患対策研究事業 （※厚生科学課計上） P億円
腎機能異常の早期発見、早期治療、重症化防止とともに、診療現場における診療連携等の有効な診療システムのエビデンスを確立し、CKDの腎不全への進行を防止し、新たな透析導入患者の減少を図るための研究を戦略的に実施するとともに、腎疾患の病態について解明を進め、安全で有効な診断・治療法の開発を推進する。

8 慢性疼痛対策等の推進

1. 3億円（1. 2億円）

「慢性疼痛」を来す疾患には、数百万人の患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。平成21年度より開催している「慢性の痛みに関する検討会」の報告を踏まえ、平成23年度より慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発を推進し、平成24年度より相談事業を実施しているところであり、患者に対する痛みの適切な管理・理解の普及、生活の質の向上を図る取り組みを推進する。

（主な事業）

- ・からだの痛み相談・支援事業 10百万円
疼痛患者・患者家族が症状を訴えても適切な診断・助言が得られないという現状を改善するため、的確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿的機関を設け、患者・家族へのサポート体制の整備を図る。
（補助先）公募
（補助率）定額

- ・慢性の痛み対策研究事業 (※厚生科学課計上) 1. 1億円

慢性の痛みに関する研究を継続的に実施するための基盤を形成すること、効率的かつ効果的な行政施策を実施するために必要な情報を収集すること、病態解明や客観的な評価方法の確立や画期的な診断・治療法の開発等を推進する。

9 移植対策

28億円(27億円)

(1) 造血幹細胞移植対策の推進

20億円(19億円)

患者の病気の種類や病状に応じて、3種類の移植法(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)から適切な移植法を選択し実施できる医療体制の整備や治療成績の向上を図る。

(主な事業)

- 造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業【推進枠】 66百万円
患者の治療内容やドナーの健康等の情報を収集・分析し、個人が特定されないようプライバシーに十分配慮した上で、医療機関や研究者のみならず、患者相談を行っている者などに公開することにより、3種類の移植法のうち、患者の病気の種類や病状に応じて適切な移植法が行われ、治療成績の向上等につなげていく体制の整備を行う。
(補助先) 日本赤十字社
(補助率) 定額
- 造血幹細胞移植医療体制整備事業【推進枠】 1. 6億円
患者の病状に応じて、3種類の移植法のうち適切な移植法を実施できる体制を確保した拠点的な病院を整備し、造血幹細胞移植に関する人材育成や診療支援等を行うことにより地域の造血幹細胞移植医療体制の底上げを図る。
(補助先) 医療法人、独立行政法人等
(補助率) 定額

(2) 臓器移植対策の推進

6億円(6.6億円)

臓器移植が着実かつ適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員を行い、あっせん業務体制の充実を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。

(主な事業)

- あっせん事業従事者の増員 2. 2億円
脳死下臓器提供事例への適切な対応やドナー家族のケアの強化、提供体制整備の支援を行うため、連絡調整者(コーディネーター)の増員(38人→42人)を行う。
(補助先) (社)日本臓器移植ネットワーク
(補助率) 定額

10 健康増進対策

31億円(27億円)

(1) 健康づくり・生活習慣病対策の推進

17億円(15億円)

健康寿命の延伸などを目的とした「健康日本21(第二次)」を着実に推進し、国民一人ひとりが日々の生活の中で健康づくりに向けた自発的な行動変容を起こしていけるよう、企業・民間団体・自治体の連携により、地域での健康づくりを着実に実施し、健康づくりの国民運動化を推進する。

(主な事業)

- ㊦・健康日本21推進費 1.2億円
健康日本21(第二次)をより広く国民に浸透させていくために、企業・団体・自治体との連携を主体としたスマートライフプロジェクトの推進や、厚生労働大臣が任命した「いきいき健康大使」が出席する健康づくりイベントの実施などにより、特定健診受診率向上、健康寿命の延伸を図る。

- ㊦・地域健康増進促進事業 85百万円
自治体や民間団体などの創意工夫により地域のソーシャルキャピタルやICT技術等を活用し、健康増進のモデル的な取組を支援することで、優れた取組の情報発信や横展開を図る。
(補助先) 市町村、特別区、民間団体(公募により選定)
(補助率) 定額

- ㊦・食事摂取基準等策定費 57百万円
5年ごとに改定を行っている食事摂取基準の普及とともに、新たに健康寿命の延伸につながる健康関連産業の拡大を図るため、健康や栄養面に加え、日本人の食事の多様性や食文化、生産流通等も踏まえた「健康な食事」の基準を策定する。

- ・健康増進事業(肝炎対策分除く) 8.4億円
健康増進法に位置づけられる健康増進事業(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査(骨粗鬆症検診、歯周疾患検診含む。)、機能訓練、訪問指導等)を実施する。
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村)、政令指定都市
(補助率) 都道府県(1/2)、政令指定都市(1/3)

(2) 生活習慣病予防に関する研究などの推進

14億円(12億円)

生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病などの合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、今後の対策の推進に必要なエビデンスを収集する。

(主な事業)

- ・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策研究事業(※厚生科学課計上) 12億円

1 1 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援【復興】

7. 3 億円

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- ・保健衛生施設等災害復旧費補助

7. 3 億円

(補助先) 地方公共団体等

(補助率) 2/3、1/2、1/3

1 2 強靱・安全・持続可能な水道の構築、災害復旧に対する支援など

300 億円 (350 億円)

(1) 強靱・安全・持続可能な水道の構築

151 億円 (265 億円)

災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、地方公共団体を実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等を推進する。

(主な事業)

- ・水道施設整備費補助〔公共〕

平成26年度予算案:146億円、平成25年度補正予算案:428億円 計574億円

(平成25年度予算額:260億円、平成24年度補正予算額:278億円 計538億円)

(補助先) 地方公共団体

(補助率) 1/2, 4/10, 1/3, 1/4

(参考)【平成25年度補正予算案】

○水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進 432 億円 (278 億円)

(1)水道施設の耐震化・老朽化対策等 428 億円 (278 億円)

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体を実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

(2)水道施設の災害復旧費 4 億円 (0 億円)

台風災害等で被災した水道施設の災害復旧事業を迅速に進めるための経費。

(2) 水道施設の災害復旧に対する支援【復興】

149 億円 (85 億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- ・水道施設災害復旧事業費補助
（補助先）地方公共団体
（補助率）80/100～90/100, 1/2

149億円

13 生活衛生関係営業の活性化や振興など

30億円（27億円）

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進し、地域活性化を推進するほか、株式会社日本政策金融公庫の低利融資を行う。

（主な事業）

- ・生活衛生関係営業対策事業費補助金 10億円
生活衛生関係営業の振興及び公衆衛生の増進を図るため、衛生水準の確保・向上事業、地域活性化のための生活衛生関係営業者による連携事業、経営基盤強化のための相談・支援体制の整備等に取り組む。
（補助先） ①（公財）全国生活衛生営業指導センター
②都道府県
③全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合
（補助率） ①③定額、②1/2
- ・株式会社日本政策金融公庫補給金 19億円
生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るための、株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。
（補助先）株式会社日本政策金融公庫
（補助率）定額
（参考）貸付計画額1, 150億円
貸付制度の拡充
 - ・振興事業貸付の特別利率適用設備の拡充
 - ・生活衛生関係営業経営改善貸付の貸付限度額の拡充 等

（参考）【平成25年度補正予算案】

中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 7.7億円（（株）日本政策金融公庫への出資金）
生活衛生関係営業における投資促進や基盤強化のため、（株）日本政策金融公庫の融資について拡充を図る。

（主な内容）

- ・設備資金貸付利率特例制度の創設
- ・生活衛生関係営業の創業支援等の充実
女性・若者・高齢者等が創業する場合の資金について金利の引下げ
- ・生活衛生セーフティネット貸付の拡充 等

- ・被災した生活衛生関係業者への支援【復興】 0.7億円
東日本大震災で被災した生活衛生関係業者の自立支援、被災地の復興に資するため、経営相談、共同利用設備への支援等を実施する。

(補助先) (公財) 全国生活衛生営業指導センター
全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合
(補助率) 定額

14 B型肝炎訴訟の給付金などの支給	572億円(572億円)
---------------------------	---------------------

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた人々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

(交付先) 社会保険診療報酬支払基金

(参考)【平成25年度補正予算案】

○B型肝炎訴訟の給付金などの支給

498億円

15 原爆被爆者の援護	1,448億円(1,481億円)
--------------------	-------------------------

○保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、平成25年12月にとりまとめられた原爆症認定制度の在り方に関する検討会の報告書を踏まえ、原爆症認定基準について、心筋梗塞など非がん疾病の認定範囲の拡大を行う。

(主な事業)

- ・医療費の支給、健康診断 408億円
- ・諸手当の支給 930億円
- ・保健福祉事業(原爆養護ホームの運営等) 66億円

(参考)【平成25年度補正予算案】

○在外被爆者保健医療助成

14億円

高齢化する在外被爆者の方々に対し、国内の被爆者と同水準の医療費を支給するため、医療費の助成措置を講ずる。

16 ハンセン病対策の推進

38億円(42億円)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律などに基づき、偏見・差別の解消のための普及啓発、退所者などへの社会生活支援策、ハンセン病療養所の入所者への必要な療養の確保などの施策を着実に実施する。

(1) 謝罪・名誉回復措置

8.1億円(11億円)

ハンセン病の患者であった者などの名誉の回復を図るため、普及啓発その他必要な措置を講じる。

(主な事業)

- ・国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営 3.2億円

国立ハンセン病資料館及び重監房資料館を運営し、ハンセン病やハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発などを行う。

(委託先) 公募

(2) 社会復帰・社会生活支援

29億円(30億円)

退所者給与金・非入所者給与金の支給、ハンセン病療養所入所者家族に対する生活支援などを行う。

(主な事業)

- ・退所者等対策経費 27億円

ハンセン病療養所の退所者に対して、退所者給与金を支給する。また、裁判上の和解が成立した非入所者に対して、非入所者給与金を支給する。

(3) 在園保障

1.2億円(1.2億円)

私立ハンセン病療養所の運営を支援し、入所者に対する必要な療養の確保を図る。

(主な事業)

- ・私立ハンセン病療養所運営経費 1.2億円

(補助先) (一財) 神山復生病院

(補助率) 定額 (10/10)

17 地域保健対策の推進

18億円(8.6億円)

(1) 人材育成対策の推進

1億円(1億円)

地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現行教育体制の構築を推進するとともに、円滑な人材育成を実施するための支援策を講ずる。

(主な事業)

- ・ 地域保健従事者の現任教育体制の推進 37百万円
(補助先) 都道府県、政令指定都市
(補助率) 1/2
- ・ 新任保健師の育成支援 11百万円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区、市町村
(補助率) 1/2

(2) 地域・職域連携体制等の推進

2.1億円(2.1億円)

(主な事業)

- ・ 地域・職域連携推進事業 50百万円
広域的な地域・職域の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 1/2

(3) 地域健康危機管理対策の推進

4.9億円(5.5億円)

(主な事業)

- ・ 健康安全・危機管理対策総合研究の推進(※厚生科学課計上) 4億円
地域での健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策に関する総合的な研究を推進する。

(4) 被災地の健康支援活動に対する支援【復興】

10億円

東日本大震災により長期にわたり仮設住宅等で生活する被災者の健康状態の悪化を防ぐため、被災3県(岩手、宮城、福島)における保健師による巡回保健指導等の各種健康支援活動やそれらを担う保健師等の人材確保等に必要な経費について財政支援(基金の増額及び実施期間の1年間延長)を行う。

- ・ 被災地健康支援事業 10億円
(交付先) 岩手県、宮城県、福島県

1. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定制度の見直しについて

原爆症認定制度の見直しについては、昨年12月4日に原爆症認定制度の在り方に関する検討会の報告書がとりまとめられ、この内容などを踏まえ、12月16日に原子爆弾被爆者医療分科会で「新しい審査の方針」が改正された。

今回の見直しでは、被爆者救済の観点から、厳密な科学的知見からは明らかでない範囲を含めて認定範囲が拡大されており、具体的には心筋梗塞など非がん3疾病は、爆心地から2km以内及び原爆投下翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者、放射線白内障は1.5km以内で被爆された方へ積極的認定を行うこととなった。

内容はホームページなどで既にお知らせしているが、都道府県においてはご承知の上、申請を希望される方などへの適切な周知にもご配慮のほどお願いしたい。

(2) 特別医療手当の継続に当たっての要医療性の確認について

原爆症認定制度の在り方に関する検討会報告書（平成25年12月4日）において、医療特別手当に係る「要医療性の範囲の明確化」や「要医療性の有無を客観的に確認すること」が適当であるとされた。被爆者援護法施行規則第32条1項（健康状況の届出）により、認定申請日から起算して3年を経過する毎に健康状況届及び診断書（以下「届出書類」という）の提出を規定しているが、報告書の趣旨を受け、被爆者援護法11条第1項により認定した疾病が放射線白内障である者及び法第11条第2項による審議会等の意見に基づき特に必要であると認められた者については、上記規定に関わらず、初回提出時においては認定申請日から1年を経過したときに届出書類を提出する規定を追加する予定である（施行日以降に法第11条第1項の認定を受けた者を対象）。

また、診断書の様式について、要医療性の有無を客観的に確認できるようにするため、認定疾病に対する治療状況の欄を新設する等の所要の改正を行い、施行日以降に適用する予定である。

都道府県市におかれては、施行日以降での白内障等での認定者に対する健康状況届の時期の通知、及び平成26年5月に控えている健康状況届出対象者への新様式による提出の周知につき遺漏無いようお願いする。

(3) 原爆症認定を行うに当たっての対応について

ア 認定数増への対応

厚生労働大臣が原爆症の認定を行うに当たって、科学的・医学的見地から専門的な意見を聴くこととされている「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」では、平成20年4月以降、従来の審査方針を見直した「新しい審査の方針」に基づき審査を行い、現在までに約11,300件を超える認定を行っており、認定件数の増加に伴い、医療特別手当支給件数が増加することから、平成26年度予算(案)で必要な額を確保したので、各都道府県、広島市、長崎市(以下「都道府県市」という。)におかれても必要な予算措置をよろしくお願いしたい。

また、認定となって、都道府県市において遡及して手当を支給するような場合があるが、既に支給された健康管理手当との調整等により、適切な支給をお願いしたい。

イ 原爆症認定申請の進達

厚生労働省では、引き続き迅速な審査に努めているが、都道府県市を通じて送付される申請書類の中には、審査に必要な検査結果報告書等、医学的な書類が揃っていない事例もあることから、追加で提出を依頼することで審査に時間を要している場合もみられる。このため、申請書の進達に当たっては、必要とされる書類の確認に一層の御協力をお願いしたい。

なお、審査に必要な書類については、平成20年7月3日付け総務課長通知「「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による認定の審査に必要な書類等について」の一部改正について」及び同年9月8日付け事務連絡「原爆症認定申請に係る資料の進達について」を发出しているもので、これらに留意願いたい。

(4) 指定医療機関の指定について

原爆症認定疾病の医療については、厚生労働大臣が指定する指定医療機関が担当することとしているが、原爆症認定者数の増加に伴い、新たな指定医療機関の指定が必要な場合が考えられる。

各都道府県におかれては、被爆者の要望や利便性にも配慮し、必要に応じて医療機関に対して指定申請を呼びかける等、引き続き御協力をお願いしたい。

2. 各種手当について

(1) 各種手当額の改定について

平成26年4月からの各種手当額については、平成25年の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.4%となった結果、特例水準の段階的な解消(平成26年4月以降は▲0.7%)とあわせて、0.3%の引き下げとなることから、各手当受給者に対する周知等につき、よろしくお取りはからい願いたい。

(参考) 手当額の見直し

	(現行)		(平成26年4月)
・医療特別手当	135,540円	→	135,130円
・特別手当	50,050円	→	49,900円
・原子爆弾小頭症手当	46,650円	→	46,510円
・健康管理手当	33,330円	→	33,230円
・保健手当	16,720円	→	16,670円
	33,330円	→	33,230円
・介護手当 重度	104,530円	→	104,530円
中度	69,680円	→	69,680円
・家族介護手当	21,270円	→	21,210円
・葬祭料	201,000円	→	206,000円

(2) 現況の把握等について

被爆者の現況の把握を確実にを行うため、直近1年以内の現況を把握できない被爆者は現況の届出を提出いただくこととしている。

国内の被爆者の場合は、住民基本台帳の活用等により、届出に換えることができるので、引き続き、適切な対応をお願いしたい。

また、各種手当の支給に当たっては、それぞれの手当ごとに定めている支給決定手続を遵守し、適切な支給をお願いしたい。

3. 在外被爆者への支援について

(1) 保健医療助成事業の見直しについて

在外被爆者への医療費の支給は、被爆者援護法に基づく支給は困難であるものの、平成16年度より保健医療助成事業により助成を行い、その充実に努めてきたが、昨年10月の大阪地裁判決を契機として、今般、見直しを行ったところである。具体的には、引き続き申請書類等の利便性を確保しつつ国内の被爆者と同水準の医療費を支給するため、①助成上限額を年間30万円に引き上げ、大部分の在外被爆者の医療費助成に対応するとともに、②上限額を超えた場合にも、医療内容に関する資料を提出していただき、日本の診療報酬で算定した上で、一定額を支給できるようにし、来年度より実施することとしている。

併せて、過去において上限額を超える医療費を負担した方へも、個別に審査の上、遡及して不足分を支払うこととしている。

いずれも広島・長崎両県市などを通じて実施することとしているところであるが、他の都道府県においてもご承知おき願いたい。

(2) 在外被爆者からの原爆症認定申請について

在外被爆者からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者

に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う」旨規定されたことを受けて、検討した結果、平成22年4月から国外からの原爆症認定申請を可能としたところである。

申請にあたっては、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので、留意願いたい。

(3) 402号通達に係る在外被爆者への賠償について

402号通達に関しては、約1,200名の在外被爆者又はその遺族の方々が、大阪、広島及び長崎の各地方裁判所に提訴している。

これに対しては、平成19年11月の三菱徴用工最高裁判決で示された要件と同様の状況にあることが確認できた方については、和解により賠償金を支払うこととし、各地方裁判所において和解に向けた手続を行っている。

この和解に係る要件の確認に当たっては、被爆者健康手帳の交付等の事実確認につき、都道府県市の御協力が必要であり、各裁判所から調査嘱託がなされているので、引き続き御協力をお願いしたい。

4. その他

(1) 健康診断について

ア 実施時期について

被爆者及び被爆二世の健康診断については、適切に広報していただくとともに、受診者の利便性を図る観点から、年度の早い時期から実施するよう配慮願いたい。

イ 被爆者援護法に基づく健康診断と特定健康診査の実施について

平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく、特定健康診査が実施されているところであるが、被爆者健診の検査項目の一部が重複しており、受診者の負担の軽減を図るため、引き続き、可能な限り共同実施ができる体制づくりに努めていただきたい。

5. 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 平成26年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）に関する行政事務指導監査については、平成26年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段の御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」（<http://www.wish.mhlw.go.jp/>）に平成26年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によろしく願います。

ウ 指導監査の重点事項について

平成26年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両県市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状

- 況、交通手当の支給状況)
- c 原爆症認定申請の事務処理状況
(必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況)
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況
(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

(イ) 感染症法関係

- a 健康診断の実施状況
(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況
(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)
- c 家庭訪問等指導の実施状況
(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)
- d 就業制限の実施状況
(感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手続状況)
- e 入院勧告の実施状況
(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況
(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 特定疾患治療研究事業関係

新制度移行のため、当分の間は指導監査の対象外として整理する。

(2) 平成25年度の指導監査における主な指摘事項について

平成25年度の指導監査は、46の自治体を対象にすべて実施しており、指導監査において是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

なお、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、改めて指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 被爆者健康手帳の交付の遅延

イ 感染症法関係

- (ア) 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の事業所等への指導が不十分
- (イ) 定期健康診断（一般住民）の対象者の範囲、広報内容が不適切な市町村への指導が不十分
- (ウ) 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- (エ) 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延（未提出）
- (オ) 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- (カ) 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切
- (キ) 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切
- (ク) 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

ウ 特定疾患治療研究事業関係

- ・ 特定疾患調査解析システムによる一次判定が未実施
- ・ 事業評価への取組及び当省へのデータ送信が不十分

(別記)

平成26年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

実施期間	自治体名	備考
<p>各自治体に実施期間を定めて別途通知する。</p>	<p>(都道府県) [21] 北海道 岩手県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 佐賀県 大分県</p> <p>(指定都市) [10] 札幌市 仙台市 さいたま市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 福岡市</p> <p>(中核市) [14] 函館市 盛岡市 船橋市 柏市 岡崎市 大津市 東大阪市 西宮市 奈良市 和歌山市 高松市 久留米市 長崎市 大分市</p> <p>(保健所設置市) [2] 四日市市 大牟田市</p> <p>(特別区) [8] 新宿区 文京区 台東区 杉並区 豊島区 荒川区 練馬区 葛飾区</p> <p>[合計 55]</p>	<p>(注)</p> <p>1 指定都市については、感染症法（結核に係る事務に限る。以下同じ。）及び精神保健福祉法について実施する。</p> <p>2 中核市・保健所設置市・特別区については、感染症法についてのみ実施する。（長崎市は原爆被爆者援護法についても実施。）</p> <p>3 平成25年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成26年度において追加して実施する可能性がある。</p>

6. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成26年度予算(案)について

○ 一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

883百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|--------------------|---------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・小児がん拠点病院 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病相談・支援センター | ・感染症指定医療機関 |
| ・感染症外来協力医療機関 | ・結核患者収容モデル病室 | ・結核研究所 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所 | ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター |
| ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急医療センター | |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

1,560百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設 | ・マンモグラフィ検診機関 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病医療拠点・協力病院 | ・眼球あっせん機関 |
| ・さい帯血バンク | ・組織バンク | ・末梢血幹細胞採取施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 | ・結核研究所 |
| ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・食品衛生検査施設 |
| ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター | ・精神科デイ・ケア施設 |
| ・精神科救急車 | ・精神科救急情報センター | |

○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興政策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

12百万円

(項) 社会保障等復興事業費

(目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

731百万円

(2) 平成26年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金に係る平成26年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したところであるが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないように、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

7. 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しているところであり、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成26年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、平成26年4月から△0.3%分を引き下げることとしている（介護手当を除く）ため、改定に向けて準備をお願いしたい。

(参 考)

手当額（月額）の見直し

	(現行)		(平成26年4月)
特別手当	99,970円	→	99,670円
医療手当			
入院8日・通院3日以上	35,680円	→	35,570円
入院8日・通院3日未満	33,330円	→	33,230円
健康管理手当	33,330円	→	33,230円
保健手当	16,720円	→	16,670円
介護手当 重度	104,290円	→	104,290円
中度	69,520円	→	69,520円
家族介護手当	21,270円	→	21,210円

参 考 资 料

一 参考資料目次 一

【原子爆弾被爆者援護対策室】

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 今回の原爆症認定制度見直しに関する経緯…………… | 資－1 |
| 2 | 新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み…………… | 資－2 |
| 3 | （施行規則第二十九条関係）様式十号の改正案…………… | 資－3 |
| 4 | 原爆症の認定件数…………… | 資－4 |
| 5 | 原爆諸手当一覧…………… | 資－5 |
| 6 | 在外被爆者への保健医療助成事業（医療費助成）の
見直しについて（概要）…………… | 資－6 |

【指導調査室】

- | | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 平成24年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要…………… | 資－7 |
| | （1）指導監査を実施した地方公共団体の数 | |
| | （2）主な指摘事項 | |
| 2 | 毒ガス障害者対策の概要…………… | 資－9 |

今回の原爆症認定制度見直しに関する経緯

平成22年	12月9日 「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」開始
	12月4日 「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」報告書とりまとめ
平成25年	12月10日 「自民党 原子爆弾被爆者救済を進める議員連盟決議」 (非がん疾病について、2km以内とする等の提言)
	12月16日 「新しい審査の方針」を改定(原子爆弾被爆者医療分科会) (非がん疾病に関して、基準を明確化し距離を明示するとともに、認定 範囲を拡大等)

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

I 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 悪性腫瘍(固形がんなど)
- ② 白血病
- ③ 副甲状腺機能亢進症

- ア 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ウ 原爆投下より約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

※ア、イ、ウの場合は原則的に認定

- ① 心筋梗塞
- ② 甲状腺機能低下症
- ③ 慢性肝炎・肝硬変

- ア 被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者
- イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者

放射線白内障
(加齢性白内障を除く)

被爆地点が爆心地より約1.5km以内である者

該当しない場合

2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の場合

起因性を総合的に判断
(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案)

II 要医療性の判断

「現に医療を要する状態」に該当するかどうかを、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

認定

様式第十号 (第二十九条関係)

診 断 書 (医療特別手当用)

氏名、 生年月日 及び居住地	明治・大正・昭和 年 月 日生	男・女	郵便番号	—
認定疾病 の名称(※1)				
認定疾病に關 する現症及び 検査所見				
認定疾病 に対する 治療状況	①認定疾病に係る通院状況 (※2)			
	ア. 定期的に通院し現在治療中 (治療内容を下欄に記載)			
	イ. 定期的に通院し経過観察中 ウ. 定期的な通院は行っていない			
	②認定疾病の治療によって生じた疾病〔後遺症等〕の有無			
	ア. 有 (疾病名) イ. 無			
認定疾病に対して過去に行った主な治療 (手術等)				
(手術等) (実施時期)				
現在行っている治療の内容 (上記①でアに○を付けた場合に記入)				
(認定疾病に対するもの)				
(認定疾病の治療によって生じた疾病に対するもの：上記②アの疾病について記入)				
認定疾病以外 に関する 特記事項				
<p>以上のとおり、診断します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>医療機関の名称</p> <p>所在地</p> <p>医師氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

記入上の注意等

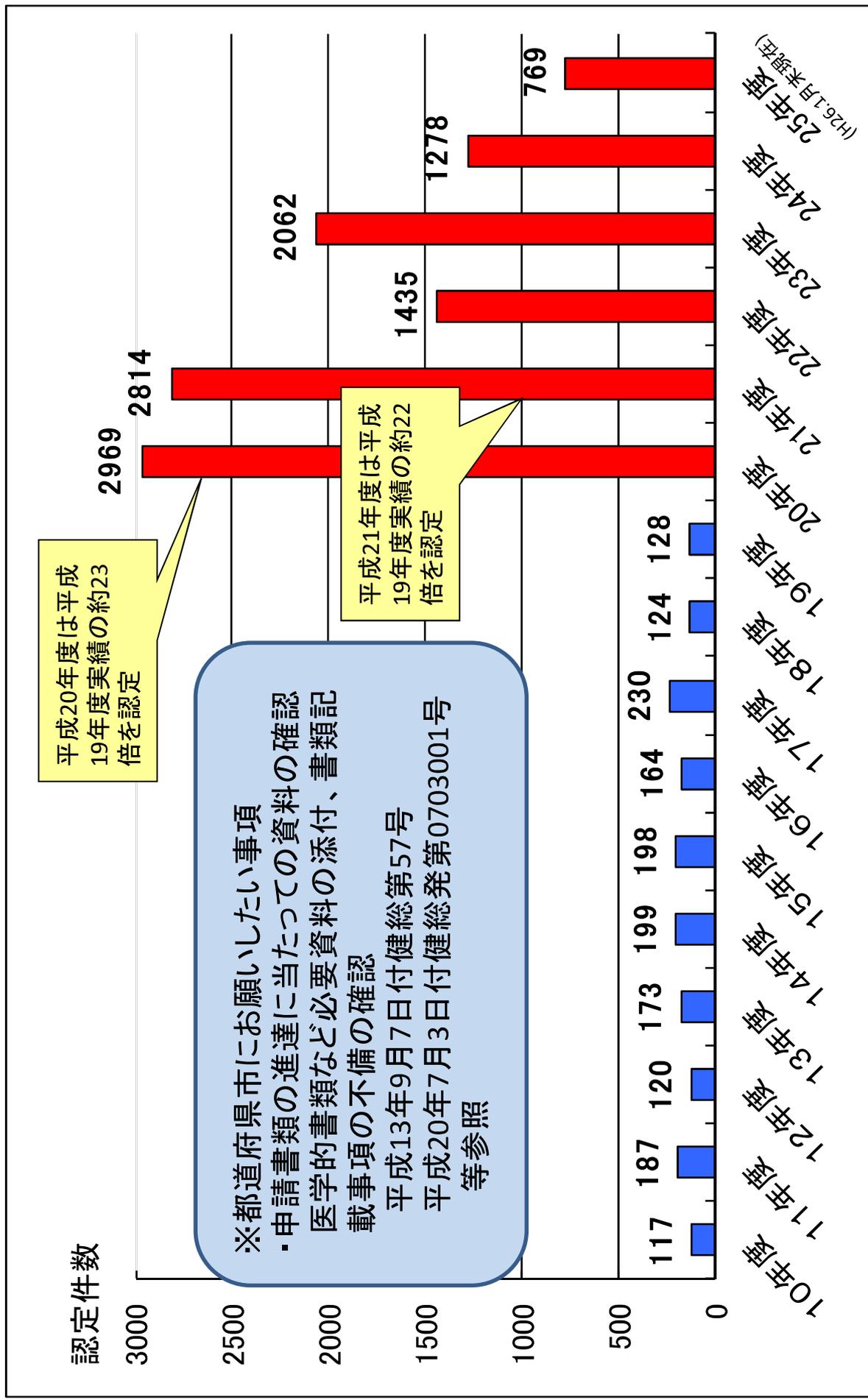
(※1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項又は第24条第2項の認定に係る負傷又は疾病(本診断書では「認定疾病」とします。)の名称を記入してください。

(※2) 定期的な通院には、本診断書の記載のための受診を含みません。

(日本工業規格A列4番)

原爆症の認定件数

平成20年4月以降、26年1月までで、合計11,327件を認定



原爆諸手当一覧

平成26年度の支給単価については、平成25年平均の全国消費者物価指数に伴い、特例水準の段階的な解消(平成26年4月以降は▲0.7%)とあわせて、0.3%の引下げとなります。(平成26年4月から支給額を改定する予定。)

手当の種類	平成26年度支給単価	支給要件
医療特別手当	月額 135,130 円	原子爆弾の放射能が原因で病气やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病气やけがの治っていない人
特別手当	月額 49,900 円	原子爆弾の放射能が原因で病气やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病气やけがが治った人
原子爆弾小頭症手当	月額 46,510 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人
健康管理手当	月額 33,230 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等 1 1 障害のいずれかを伴う病气にかかっている人
保健手当	月額 16,670 円	2 km 以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人
	月額 33,230 円	身障手帳 1 級から 3 級程度の身体障害、ケロイドのある人又は 70 歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
介護手当	月額 104,290 円	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度、中度：身障手帳 2 級の一部及び 3 級程度)
	重度 69,520 円 中度 以内	
家族介護手当	月額 21,210 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度)
葬祭料	206,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給

在外被爆者への保健医療助成事業（医療費助成）の見直しについて（概要）

- 1 平成26年度以降、領収書等による簡便な手続きで支給を受けられる医療費の上限額を年間30万円に引き上げる（現行は年間約18万円）。
- 2 上限額を超える自己負担が発生している場合は、医療の内容等に関する資料を提出して頂いた上で、医療に要した額（注1）から、在住国の保険給付等の額を控除した額（当該額が国内の被爆者が海外で医療を受けた場合に給付される額を超える場合には当該給付される額）を支給する。
（注1：「日本の診療報酬により算定した額」が「現に要した額」の、いずれか低い額）
具体的には、以下の通りである。
（1）原爆症認定疾病の場合
医療に要した額から、在住国の保険給付等の額を控除した額
（2）原爆症認定疾病以外の場合
医療に要した額から、在住国の保険給付等の額を控除した額
（当該額が医療に要した額の20%（注2）に相当する額を超える場合は、当該20%に相当する額） （注2：日本の公的医療保険の実効負担率を勘案して設定）
【平成26年度予算案：約7億円】
- 3 なお、事業を開始した平成16年度以降、これまでの間に、本事業により助成を受けた者であって、医療費助成の上限額のために支給額が制限されたものについては、2の方法により、追加的に助成を行うものとする。
【平成25年度補正予算案：約14億円】

[参考]実施は引き続き広島・長崎両県市を通じて実施する予定

1. 平成24年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都道府県	16か所
・ 指定都市	7か所
・ 中核市・政令市	12か所
・ 特別区	7か所

計	42か所
---	------

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 被爆者健康手帳に関する事務処理

・ 被爆者健康手帳の交付の遅延	1か所
-----------------	-----

(イ) 各種手当等の認定関係

・ 手当等認定事務が不適切	2か所
・ 手当等支給事務の不適正	1か所

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

a 受診率が低い事業所に対する指導が不十分	15か所
b 報告書が未提出の事業所に対する指導が不十分	9か所
c 広報内容が不適切な市町村に対する指導が不十分	11か所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む）	13か所
b 勧告を受けたにもかかわらず受診していない者がいる	5か所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延（未届出を含む）	42か所
b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分	2か所

(エ) 就業制限に関する事務処理

・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切	8か所
--------------------------	-----

(オ) 入院勧告・措置制度		
a 入院勧告・措置及び入院期間の延長の手續等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項）	1	0 箇所
b 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手續等の実施が不適切（法第20条第6～8項）	1	1 箇所
(カ) 公費負担制度		
a 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む）	3	箇所
b 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	1	2 箇所

ウ 特定疾患治療研究事業関係

(ア) 特定疾患対策協議会の運営に関する事務処理		
・ 特定疾患対策協議会等における審査が不適切	3	箇所
(イ) 公費負担に関する事務処理		
・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	2	箇所
(ウ) 難病患者認定適正化事業		
・ 特定疾患対策協議会における最終判定結果の入力及び入力データの送信が不十分	2	箇所

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島おおくのしまにあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同會根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断及び相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省
→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29) 及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45) により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省
→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49) により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

＜対象者数＞

財務省： 846人				
厚生労働省： 1,878人				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 2px;">忠海： 1,796人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">會根： 76人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">相模： 6人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: center;">(平成25年3月末現在)</td> </tr> </table>	忠海： 1,796人	會根： 76人	相模： 6人	(平成25年3月末現在)
忠海： 1,796人				
會根： 76人				
相模： 6人				
(平成25年3月末現在)				

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患疾患、皮膚疾患

＜予算額＞

毒ガス障害者対策費 平成26年度予算 716,928千円
うち 健康診断費 26,451千円
うち 医療費 47,917千円
うち 各種手当 632,078千円

4. 対策の概要＜厚生労働省＞

- | | |
|----------|---|
| ① 健康管理手帳 | 動員学徒等として従事していた者に交付 |
| ② 健康診断 | 年1回（一般検査、精密検査） |
| ③ 医療手帳 | 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付 |
| ④ 医療費 | 医療保険の自己負担分を支給 |
| ⑤ 特別手当 | 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給 |
| ⑥ 医療手当 | 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給 |
| ⑦ 健康管理手当 | 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給 |
| ⑧ 保健手当 | 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給 |
| ⑨ 介護手当 | 費用を支出して介護を受けている者に支給 |
| ⑩ 家族介護手当 | 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態 |

	支給額 (H26年度)	受給者 H25年3月末現在
①	—	1,878人
③	—	1,639人
⑤	99,670円	56人
⑥	入8以 35,570円 入8未 33,230円	
⑦	33,230円	1,404人
⑧	16,670円	6人
⑨	重度104,290円 中度 69,520円	0人 0人
⑩	21,210円	0人

5. 平成26年度予算：716,928千円（内委託額715,047千円）

6. 創設年度：昭和49年度